

令和3年3月12日

各通所・短期入所介護サービス事業所管理者 様

大阪市福祉局高齢者施策部
事業者指導担当課長

高齢者施設「スマホ検査センター」の対象拡大について（周知）

平素は、本市福祉行政の推進にあたり多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応等により、皆様方には事業運営に大変ご苦勞をいただいていることと存じます。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染者が減少傾向にあるものの、依然として市内の高齢者施設等においても陽性者やクラスターが発生している状況にあります。

高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、本市ではこれまで、大阪市新型コロナ受診相談センターへの相談により、症状を有する市内の高齢者並びに高齢者施設等の従事者に対し、優先的なPCR検査を実施しているところです。

また、大阪府において、令和3年1月21日から高齢者施設「スマホ検査センター」が開設され、一定の対象枠があるものの、大阪市新型コロナ受診相談センターへの相談を経ずにPCR検査が受検できる仕組みも構築されています。

この度、この大阪府高齢者施設「スマホ検査センター」を利用できる対象が拡大され、通所・短期入所サービスの利用者が新たに対象とされました。（別紙「対象者等比較表」をご参照ください。）

各事業所におかれましては、従事者・利用者を問わず症状が少しでもある場合は速やかにこれらの仕組みをご活用いただきますようお願いいたします。

記

大阪府高齢者施設等「スマホ検査センター」に関するホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html>

【センターに関するお問合せ専用アドレス】 kensasental@medi-staffsup.com

《参考》PCR検査の相談先

発熱、せき、倦怠感等、少しでも症状がある場合は、速やかに大阪市新型コロナ受診相談センターに相談してください。

【相談先】

大阪市新型コロナ受診相談センターへ電話で相談してください（24時間受付）

【電話番号】06-6647-0641

※相談の際は、症状があること、市内の高齢者施設等で従事する職員である旨を必ず伝えてください

【担当】 大阪市福祉局高齢者施策部
介護保険課（指定・指導グループ）
電話：6241-6310
（*ガイダンスが流れた後「6」を押してください）